

不<sub>レ</sub>移時日郡内<sub>ニ</sub>申觸候。併遠路之御事候條、難相届と存候。乍去堅固申觸候。委曲猶御使者令<sub>レ</sub>申候。恐々謹言。

(年不詳)  
六月十日

渡山兵衛次郎  
秀綱 在判

坪坂伯耆入道殿

參御報

【坪坂文書】

一五四一

端書ニ不<sub>レ</sub>申候。

重而令<sub>レ</sub>啓達候。仍其以來者、爲差題目無之候云、常可<sub>レ</sub>申談雖所存候、依郡内未熟手前取亂、乍存知罷過事候。萬々背本意<sub>(念カ)</sub>迄存知候。於向後者、別而可得貴意覺悟候。乍恐於御同心者、可爲本懷候。猶期後音令<sub>レ</sub>省略候。恐々謹言。

(年不詳)  
三月五日

河合右京亮  
(虎脊カ)  
宣 在判

坪坂伯耆入道殿

御宿所

(第二通・第三通は年次不詳なりといへども、共に坪坂伯耆入道宛所なるを以てこゝに合叙す。但し第二通は第一通と内容酷似するが故に、その六月十日とするものは、九月十日の誤寫にして、同年なるやも未だ知るべからず。)

九月十七日。杉浦壹岐越中より、金澤御坊の坪坂伯耆に、上杉謙信退散の風聞を報す。

【坪坂文書】

一五四二

御折昏并菱食贈給候。賞翫不及是非候。各々振舞可<sub>レ</sub>申候。先刻は輝虎退散之事申入候つる。其以後も無異儀候。可御心安候。自然相替事候者可<sub>レ</sub>申述候。恐々謹言。

(元龜三年)  
九月十七日

杉浦壹岐  
玄 任 在判

坪坂伯耆入道

御返報

(上杉謙信の越中より軍を班したるは明年四月に在り。然ればこゝに退散といふものは單に風聞に止り

しなり。)

九月二十日。山崎實信、鳳至郡岩藏寺に田地を寄進す。

【石倉比古神社文書】

鳳至郡

一五四三

永代渡申小耕田地事

但田地  
此内廿疇ハ我等御  
合五拾疇ハ  
きねんのためみやうじ  
あらんかぎり

右末代渡申所實正也。いかやうのき候共、於此田地ニいらんづらいあるまじく候。爲其一筆如件。

元龜三年

山崎六郎右衛門

九月廿日

實 信 在判

岩藏拾穀坊 參

(山崎藤七實正の岩藏寺に田地を寄進したることは永祿元年閏六月八日の條に見えたり。本文の六郎右衛門實信は實正の後裔なるべし。)

九月廿一日。願成寺連壽、金澤御坊の坪坂伯耆

に、上杉謙信退散の風聞を祝す。

【坪坂文書】

一五四四

猶々越中之儀、御威光之至与難有存候。猶千万可<sub>レ</sub>申入候。以上。

態以折紙申入候。仍輝虎罷退候由承候。珍重令<sub>レ</sub>存候。御大慶と奉<sub>レ</sub>察候。國中御理運程有間布候。隨而宇丹公此方へ御出陣之儀候。哀此刻被<sub>レ</sub>成御越候。連々御有増、塩越へ御同道候へかしと念願仕候。何様從<sub>レ</sub>爲躰罷上可<sub>レ</sub>申入候。恐々謹言。

願成寺

(元龜三年)  
九月廿一日

連 壽 在判

坪坂伯耆入道殿

御宿所

(願成寺はその所を明らかにせず。されども宇津呂丹波の出陣といひ、塩越へ同道などいへば、江沼郡のそれなるが如し。)

九月廿六日。武田信玄、在越中の杉浦壹岐に、